

令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務 提案書評価要領

1 要旨

「令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務」におけるプロポーザル提案書の評価について、必要な項目を定める。

2 全般

評価項目、評価基準、重要度は別紙「令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務評価基準」のとおりとする。

3 評価

評価項目毎の評価は次のとおりとする。

(1) 業務遂行能力

評価	点数	評価基準	備考
優れる	4	・評価基準に提示した業務実績が確認できる ・課題解決を図るための手法として、デジタル技術を活用したものである	
普通	2	・評価基準に提示した業務実績が確認できる	標準
劣る	1	・評価基準に提示した業務実績が確認できる ・記載内容が曖昧である	
提案なし	0	・評価基準に提示した業務実績が確認できない	

(2) 企画提案, 自由提案, 実施体制

評価	点数	評価基準	備考
特に優れる	4	・記載内容が詳細かつ分かりやすい ・県にかなり有益な提案である 等	
優れる	3	・記載内容が詳細 ・県に有益な提案である 等	
普通	2	・評価基準に記した内容が記載されている ・記載内容に具体性がある 等	標準
劣る	1	・評価基準に記した内容が記載されている ・記載内容に具体性がない 等	
提案なし	0	・評価基準に記した内容が記載されていない	

4 評価方法

(1) 全般

- ・評価項目の★は必須項目とし、提案が無い場合は失格とする。
- ・評価点は、令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の各委員が、評価項目毎に評価基準に基づき0～4点で採点し、重要度を乗じたものの平均を取り（小数点第二位以下四捨五入）、

提案者の評価点とする。

- ・標準的な評価点が 100 分の 50 となるよう設定する。
- ・得点配分は 250 点を最高評価点とし、最低基準点は 250 点の 100 分の 60 以上の 150 点とする。
- ・評価点の合計点数が最低基準点である 150 点に満たない提案は採用しない。

(2) 審査方法

選定委員会において書類審査を実施し、その結果、最も評価点が高い者を選定する。

令和3年度広島デジフラ構想推進支援業務
提案書評価基準

評価項目	別記様式	評価基準	重要度	評価点
業務遂行能力 ★	別記様式 － 1	過去に国又は地方自治体において、行政の課題解決を図るための施策を対象に、その施策の目標を達成するためのサポート業務を行った実績があるか	5	20
企画提案 ★	別記様式 － 2	本業務の意図や目的を十分理解できているか	7.5	30
		広島デジフラ構想の 40 の取組項目を円滑に進めるためのマネジメント、同構想の見直しに対する手法について具体的な提案がされているか	10	40
		将来像を実現するための方法が確立できていない取組項目について、着実に推進するための手法や、有益な技術など、具体的な提案がされているか	10	40
		新たな取組を策定するための手法などについて具体的な提案がされているか	7.5	30
		県・市町職員や建設業界関係者のデジタルリテラシー向上に資するための研修内容及び支援策について具体的な提案がされているか	7.5	30
自由提案	別記様式 － 3	成果をより高めることが期待できる有益な提案がなされているか	5	20
実施体制 ★	別記様式 － 4	責任者、役割分担が具体的に示され、経験豊かな担当者が配置される等の実施体制が提案されているか	5	20
経費 ★	任意様式	・見積価格を基に、次の算定式で判断する。 配点 (20) × (提案者中の最低見積金額) / (当提案者見積金額) ※小数点以下を四捨五入	-	20
評定点合計				250